

アセナピンマレイン酸、トラゾドン塩酸塩によるせん妄、不眠への使用

【医療の内容】 アセナピンマレイン酸（シクレスト舌下錠）の適応外使用によるせん妄への治療

【承認者】 高知県立幡多けんみん病院 倫理委員会

【対象者】 せん妄と診断された患者さん、およびせん妄が疑われた患者さん

【対象期間】 承認後から永続的に使用

【目的・概要】

せん妄は、もともとある病気に身体的・環境的な負荷が加わり、一時的に意識障害や認知機能の低下が起こる状態です。高齢者がせん妄を発症する頻度は低くなく、せん妄が起きた場合、原因に応じた環境調整や薬物療法を実施します。

厚労省 保医発 0928 第 1 号 23.9.28 付通知より、器質的疾患に伴うせん妄・精神運動興奮状態・易怒性せん妄に対する処方としてハロペリドール、クエチアピン、ペロスピロンが記載され、社会的にも認知されています。また、ガイドラインや文献、書籍等においても、抗精神病薬が治療選択肢として記載されています。

これらの薬剤を使用してもせん妄改善効果が得られ難い、または、使用できないときにこれらと同じ抗精神病薬に分類されているシクレスト舌下錠を使用します。

【医療行為に伴う危険性】

各薬剤の添付文書に記載された用法用量に準じて治療を行うため、一般的に想定される副作用と同等と考えられます。副作用が出現した場合には、通常の診療にて対応し、必要に応じて専門医へ相談します。

【本診療の任意性と撤回の自由について】

この診療行為へのご協力は、患者さん自身の自由意思に基づくものです。ご不明な点やご心配な点がございましたら、ご遠慮なく下記の連絡先までお問い合わせください。この診療行為を希望されない場合も、診療において、不利益を被ることのないように努めます。

【お問い合わせ等の連絡先】

高知県立幡多けんみん病院 各診療科医師 TEL 0 8 8 0 - 6 6 - 2 2 2 2（代表）